

○鹿沼市栗野勤労者体育センター条例

平成17年9月30日条例第51号

改正

平成21年12月24日条例第35号

平成22年6月21日条例第27号

平成24年3月19日条例第4号

鹿沼市栗野勤労者体育センター条例

(設置)

第1条 勤労者及び市民の健康並びに福祉の増進を図るため、鹿沼市栗野勤労者体育センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 鹿沼市栗野勤労者体育センター

位置 鹿沼市口栗野1771番地1

(指定管理者による管理)

第3条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) センターの利用の許可に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他教育委員会が定める業務

(利用の許可)

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付すことができる。
- 3 第1項の許可に係る事項を変更するときは、指定管理者の承認を得なければならない。

(利用の制限)

第5条 指定管理者は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められ

るとき。

- (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。
- (3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

（遵守事項）

第6条 第4条第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）その他センターに入場した者は、センターの利用に当たっては教育委員会規則で定める事項を守らなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 利用者は、許可を受けた目的以外にセンターを利用し、又はその利用に係る権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。

（利用許可の取消し等）

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (2) 第4条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。

2 前項の規定により、利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

（特別の設備の設置等）

第9条 利用者は、センターの利用に当たって、自己の負担において特別の設備を設置し、又は附属設備以外の器具を搬入する等のセンターの管理運営上支障を及ぼすおそれのある行為を行うときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（原状回復）

第10条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は第8条第1項の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

（使用料）

第11条 利用者は、センターの利用の許可を受けたときは、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができなくなったとき。
- (2) 教育委員会規則で定める期間内に利用許可の申請の取下げ又は変更を申し出たとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(損害賠償)

第14条 利用者は、センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(栗野町の編入に伴う経過措置)

- 2 栗野町の編入の日前に、栗野勤労者体育センター設置及び管理に関する条例（昭和54年栗野町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成21年12月24日条例第35号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿沼市栗野勤労者体育センター条例別表の規定、第2条の規定による改正後の鹿沼市栗野B&G海洋センター条例別表の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼

市粟野コミュニティスポーツ施設条例別表第2の規定、第4条の規定による改正後の鹿沼市粟野トレーニングセンター条例別表の規定及び第5条の規定による改正後の鹿沼市都市公園条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月21日条例第27号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の鹿沼市粟野勤労者体育センター条例第3条の規定により利用の許可を受けている者は、改正後の鹿沼市粟野勤労者体育センター条例第4条の規定により利用の許可を受けた者とみなす。

附 則（平成24年3月19日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

施設区分	利用時間	使用料
コート1面	午前9時から正午まで	100円
	午後1時から午後5時まで	100円
	午後6時から午後9時まで	100円
	午前9時から午後9時まで	300円
照明施設1面	1時間	150円